



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 1
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 2
- 優良図書等の推奨（青少年・子ども家庭課）…………… 3
- 有害図書等の指定（青少年・子ども家庭課）…………… 3
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課）…………… 4
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 5
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 6
- 港湾隣接地域の指定（港湾課）…………… 6

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 7
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課）…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了・15件（南部土木事務所）…………… 11

教育委員会事項

- 指定管理者の指定・2件…………… 14
- 沖縄県立宮古青少年の家の利用料金の承認…………… 15
- 沖縄県立石垣青少年の家の利用料金の承認…………… 15

労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示…………… 16
- 個別労働関係紛争のあっせんに関する規程の一部を改正する告示…………… 17
- 沖縄県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機並びに同条第6項に規定する添付書面等及び期間の一部を改正する告示…………… 17

告 示

沖縄県告示第72号

平成4年沖縄県告示第532号（年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

次の題名を付する。

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額
本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

附 則

(施行期日等)

- この告示は、令和2年2月18日から施行し、改正後の本則の表（40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄及び65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の本則の表（40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄及び65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 改正後の本則の表（40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄及び65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄に係る部分に限る。）の規定は、令和2年2月18日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第73号

平成8年沖縄県告示第628号（沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

次の題名を付する。

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「165,150円」に、「56,600円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「82,580円」に、「28,300円」を「35,400円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年2月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第74号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第6条第1項の規定により、優良図書等を次のとおり推奨した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 推奨した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	発行所名	推奨対象者
図書	森のゲオルグ	株式会社出版ワークス	幼児及び小学生

- 2 推奨年月日 令和2年2月7日

- 3 推奨した理由 図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。

沖縄県告示第75号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名
雑誌	裏マニアックス 極太裏事典 SUPER	2019年12月17日発行	株式会社三オブックス

- 2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

沖縄県告示第76号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
11378164707	牛	黒毛和種	福茂北	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11363085123	牛	黒毛和種	美百合	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11509396748	牛	黒毛和種	福福勝	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

31947990001	豚	その他の品種	チクケンアグー371	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31947990002	豚	その他の品種	チクケンアグー372	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31947990003	豚	その他の品種	チクケンアグー417	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31947990004	豚	その他の品種	チクケンアグー418	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31947990005	豚	その他の品種	チクケンアグー419	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31947990006	豚	ランドレース種	アレキサンダーオキナワアイランドオキカイ20014	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990007	豚	ランドレース種	アレキサンダーオキナワアイランドオキカイ20015	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990008	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1920060	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990009	豚	その他の品種	オキカイ18422	黒	級外	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990010	豚	デュロック種	ユメサクラエースシムコオキカイ10090	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990011	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ40018	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990012	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ40022	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990013	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ20026	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990014	豚	大ヨークシャー種	レデーチャンピオンオキカイ40107	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31947990015	豚	大ヨークシャー種	クロデーマルトオキカイ40010	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター

沖縄県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第57号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成8年1月19日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 都市計画事業の名称及び事業施行期間の変更

沖縄県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第532号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 8・7・那10号東門川・仲之川線、8・7・那11号金城東西線、8・7・那12号金城西1号線、8・7・那13号金城西2号線、8・7・那14号金城西3号線、8・7・那15号金城西4号線、8・7・那16号金城西5号線、8・7・那17号チニンビラ線、8・7・那18号潮汲川線、8・7・那19号金城御嶽南線、8・7・那20号金城御嶽北線、8・7・那21号金城大アカギ東線、8・7・那22号金城大アカギ西線、8・7・那23号金城東1号線及び8・7・那24号金城東2号線
- 3 事業施行期間 平成18年8月1日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第316号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線及び3・4・沖9号胡屋照屋線
- 3 事業施行期間 平成24年5月29日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 都市計画事業の名称及び事業施行期間の変更

沖縄県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和2年2月18日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 390号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長

旧	石垣市字登野城74番8から 石垣市字登野城74番9まで	14.3m ~ 14.3m	0.86m
新	石垣市字登野城74番2から 石垣市字登野城74番2まで	15.5m ~ 15.5m	0.86m

沖縄県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和2年2月18日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 平良下地島空港線
- 2 供用開始の区間 宮古島市伊良部字伊良部1391番19から宮古島市伊良部字伊良部1505番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月18日

沖縄県告示第82号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、港湾隣接地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和2年2月18日

運天港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 港湾名及び地区名 運天港呉我地区
- 2 指定地域 基点k-91と基点k-91から56度41分29秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点k-91から基点2010までを順次直線で結んだ線、基点2010から342度24分35秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域
 - 基点k-91 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から269度56分56秒499.16メートルの地点
 - 基点k-92 基点k-91から264度09分42秒1.82メートルの地点
 - 基点k-93 基点k-92から188度42分12秒1.52メートルの地点
 - 基点k-94 基点k-93から173度37分31秒18.43メートルの地点
 - 基点k-95 基点k-94から168度48分04秒0.60メートルの地点
 - 基点k-96 基点k-95から163度49分11秒18.19メートルの地点
 - 基点k-97 基点k-96から170度51分11秒19.89メートルの地点
 - 基点k-98 基点k-97から158度37分08秒1.11メートルの地点
 - 基点k-99 基点k-98から159度27分46秒4.60メートルの地点
 - 基点k-100 基点k-99から159度02分31秒14.13メートルの地点
 - 基点k-101 基点k-100から158度50分29秒19.29メートルの地点
 - 基点k-102 基点k-101から159度31分17秒6.42メートルの地点
 - 基点k-103 基点k-102から158度39分46秒12.92メートルの地点
 - 基点k-104 基点k-103から158度13分16秒20.71メートルの地点
 - 基点k-105 基点k-104から162度58分05秒1.84メートルの地点
 - 基点k-106 基点k-105から154度58分31秒20.61メートルの地点
 - 基点B-11 基点k-106から133度54分07秒7.27メートルの地点
 - 基点B-10 基点B-11から84度59分31秒3.56メートルの地点
 - 基点B-9 基点B-10から130度01分51秒10.64メートルの地点
 - 基点B-8 基点B-9から129度39分17秒2.62メートルの地点
 - 基点B-7 基点B-8から128度55分35秒17.39メートルの地点
 - 基点B-6 基点B-7から126度51分08秒20.00メートルの地点

基点B-5 基点B-6から126度50分57秒20.00メートルの地点
基点B-4 基点B-5から126度51分18秒19.99メートルの地点
基点B-3 基点B-4から126度51分06秒20.00メートルの地点
基点B-2 基点B-3から126度51分36秒5.75メートルの地点
基点B-1 基点B-2から172度36分45秒7.07メートルの地点
基点k-118 基点B-1から122度47分03秒9.33メートルの地点
基点k-119 基点k-118から125度10分40秒8.71メートルの地点
基点k-120 基点k-119から152度32分05秒12.52メートルの地点
基点A-16 基点k-120から140度58分31秒4.46メートルの地点
基点A-15 基点A-16から81度51分00秒15.08メートルの地点
基点A-14 基点A-15から126度51分06秒5.00メートルの地点
基点A-13 基点A-14から126度51分06秒20.00メートルの地点
基点A-12 基点A-13から126度51分30秒4.99メートルの地点
基点A-11 基点A-12から123度59分26秒15.02メートルの地点
基点A-10 基点A-11から123度59分07秒20.02メートルの地点
基点A-9 基点A-10から124度42分35秒20.01メートルの地点
基点A-8 基点A-9から126度51分13秒165.55メートルの地点
基点A-7 基点A-8から126度44分08秒14.49メートルの地点
基点A-6 基点A-7から125度47分14秒20.21メートルの地点
基点A-5 基点A-6から123度26分41秒20.39メートルの地点
基点A-4 基点A-5から120度30分54秒13.51メートルの地点
基点A-3 基点A-4から118度19分40秒7.05メートルの地点
基点A-2 基点A-3から115度14分46秒20.59メートルの地点
基点A-1 基点A-2から110度38分57秒2.88メートルの地点
基点820 基点A-1から110度39分58秒17.71メートルの地点
基点812 基点820から106度04分42秒20.59メートルの地点
基点804 基点812から101度29分30秒20.59メートルの地点
基点796 基点804から96度54分49秒20.59メートルの地点
基点792 基点796から93度35分11秒8.96メートルの地点
基点789 基点792から182度41分08秒3.75メートルの地点
基点k-140 基点789から93度05分12秒11.81メートルの地点
基点k-141 基点k-140から90度27分02秒20.98メートルの地点
基点k-142 基点k-141から83度15分40秒21.00メートルの地点
基点k-143 基点k-142から78度48分16秒21.00メートルの地点
基点2010 基点k-143から74度15分08秒16.08メートルの地点

3 指定年月日 令和2年2月18日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年12月3日
- (2) 商号名 株式会社喜舎場電気商会
- (3) 代表者名 喜舎場英寿
- (4) 所在地 石垣市新栄町75番地26
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12241号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和元年12月3日
- (2) 商号名 有限会社アールエフピー
- (3) 代表者名 備瀬誠
- (4) 所在地 那覇市字与儀377番地10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13615号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和元年12月3日
- (2) 商号名 宮嶋建設株式会社
- (3) 代表者名 黒島昭正
- (4) 所在地 宮古島市平良字久貝1059番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27) 第618号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和元年12月3日
- (2) 商号名 有限会社国風建設
- (3) 代表者名 比嘉朗
- (4) 所在地 浦添市伊祖一丁目14番13-1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第7652号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和元年12月3日
- (2) 商号名 奎建装
- (3) 代表者名 上原直人
- (4) 所在地 糸満市字兼城441番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第10768号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年12月3日
- (2) 商号名 有限会社徳田塗装工業
- (3) 代表者名 徳田勝則
- (4) 所在地 宜野湾市野嵩一丁目31番3号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第10926号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年12月13日
- (2) 商号名 株式会社ダイナックス
- (3) 代表者名 殿内健
- (4) 所在地 豊見城市字渡嘉敷248番地105号室
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第11967号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月13日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年12月13日
- (2) 商号名 新屋組株式会社
- (3) 代表者名 新屋武正
- (4) 所在地 うるま市勝連平安名2907番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13092号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年12月13日
- (2) 商号名 株式会社宜野湾電設
- (3) 代表者名 仲村明
- (4) 所在地 宜野湾市赤道二丁目20番2号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第2625号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和元年12月13日
- (2) 商号名 有限会社大弘工務店
- (3) 代表者名 大城茂弘
- (4) 所在地 豊見城市字伊良波620番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第2666号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和元年12月13日
- (2) 商号名 玉城畳店
- (3) 代表者名 玉城和明
- (4) 所在地 那覇市若狭1丁目4番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第2745号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和元年12月13日
- (2) 商号名 株式会社大輝
- (3) 代表者名 外間守光
- (4) 所在地 豊見城市字我那覇445番地12
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第8537号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年12月6日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第36条の規定により、事後調査報告書を作成した

ので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 県道平和の道線（仮称）整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 延長7,800メートル（取付道路区間延長400メートルを含む。）
- 3 対象事業が実施されるべき区域 糸満市
- 4 事後調査の実施期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614
 - ウ 糸満市建設部建設課 糸満市潮崎町一丁目1番地 電話番号098-840-8138
 - (2) 期間 令和2年2月18日から同年3月18日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所道路整備班 那覇市旭町116番地37 電話番号098-867-2614

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月29日 沖縄県指令土第67号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字喜瀬伊部原1993番ほか14筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市前島3丁目25番1号 株式会社かりゆし 代表取締役 當山智士
- 5 検査済証番号 令和2年2月3日 第4625号
- 6 工事完了年月日 令和2年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月9日 沖縄県指令土第372号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄後原944番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇304番地ファミリーマンションN. S2-A号室 仲嵩信也
- 5 検査済証番号 令和2年2月12日 第4626号
- 6 工事完了年月日 令和2年1月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月28日 沖縄県指令南土第627号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長53番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字瀬長53番地3 平川哲雄
- 5 検査済証番号 令和元年11月28日 N第1000号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月28日 沖縄県指令南土第796号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原24番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市真嘉比3丁目13番21号マルシン3-A 友寄隆次、那覇市真嘉比3丁目13番21号マルシン3-A 友寄玲奈
- 5 検査済証番号 令和元年11月28日 N第1001号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月28日 沖縄県指令南土第795号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原24番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市識名1丁目4番1号PeacefulGarden203 平良政興、那覇市識名1丁目4番1号PeacefulGarden203 平良真衣
- 5 検査済証番号 令和元年11月28日 N第1002号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月6日 沖縄県指令南土第920号、平成31年3月5日 沖縄県指令南土第83号（変更）、令和元年11月8日 沖縄県指令南土第500号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字名城真原589番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字宇栄原776番地ハイツウエハラ103 新垣偲
- 5 検査済証番号 令和元年11月28日 N第1003号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月25日 沖縄県指令南土第944号、平成31年3月28日 沖縄県指令南土第174号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須中当原1770番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字米須45番地 波平園芸組合 代表 波平浩司
- 5 検査済証番号 令和元年11月28日 N第1004号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月27日 沖縄県指令南土第968号、平成30年12月13日 沖縄県指令南土第928号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原36番9及び36番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良109番地1 シャトレ大城205号 島袋雄二、豊見城市字高安58番地1 すみやす荘201号 大宜味朝人
- 5 検査済証番号 令和元年11月28日 N第1005号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月20日 沖縄県指令南土第940号、令和元年5月17日 沖縄県指令南土第244号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平前原724番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎一丁目34番6-401号コーポラス西崎 山城実香
- 5 検査済証番号 令和元年11月29日 N第1006号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月9日 沖縄県指令南土第516号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原安田多原106番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山670番地4 Fine Viewノマール101 金城政希
- 5 検査済証番号 令和元年11月29日 N第1007号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年4月24日 沖縄県指令南土第226号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川332番1及び332番5のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町四丁目17番地の28 2階 玉城透
- 5 検査済証番号 令和元年11月29日 N第1008号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月23日 沖縄県指令南土第272号、令和元年11月19日 沖縄県指令南土第512号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原264番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原23番地128 仲里裕次、八重瀬町字屋宜原23番地128 仲里基子
- 5 検査済証番号 令和元年12月2日 N第1009号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月3日 沖縄県指令南土第892号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1108番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1628番地サンセット糸満201号室 小堀端翔吾、糸満市字糸満1628番地サンセット糸満201号室 小堀端千華
- 5 検査済証番号 令和元年12月4日 N第1010号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年2月18日 沖縄県指令南土第49号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1108番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1464番地の2 エバーフリー202号室 上原直満、糸満市字糸満1464番地の2 エバーフリー202号室 上原睦子
- 5 検査済証番号 令和元年12月4日 N第1011号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年4月26日 沖縄県指令南土第231号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須東原386番地
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字米須東原386番地 徳元豊
- 5 検査済証番号 令和元年12月4日 N第1012号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年9月6日 沖縄県指令南土第790号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原36番11及び36番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平634番地の1 パレスアカリ306 下地健太
- 5 検査済証番号 令和元年12月9日 N第1013号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年2月18日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月18日 沖縄県指令南土第933号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波与那仁原1115番1及び1115番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋25番地 ボーンコズエ
- 5 検査済証番号 令和元年12月13日 N第1014号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月25日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第1号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立宮古青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年2月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定管理者となる団体 特定非営利活動法人ばんず 宮古島市平良字久貝706番地1（平良老人福祉センター内）
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立石垣青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年2月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定管理者となる団体 特定非営利活動法人八重山星の会 石垣市字大川552番地
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第3号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立宮古青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年2月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人ばんず 宮古島市平良字久貝706番地1（平良老人福祉センター内）
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石垣青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年2月18日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人八重山星の会 石垣市字大川552番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき320円
	一般及び学生	1人1泊につき630円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき370円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき370円
	一般及び学生	1時間につき730円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあつては、当該個人）を単位とする。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり告示する。

令和2年2月18日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
藤田広美	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	令和元年12月16日
宮尾尚子	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	那覇家庭裁判所判事	令和元年12月16日
井村真己	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	令和元年12月16日
上江洲純子	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	令和元年12月16日
田島啓己	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科非常勤講師		令和元年12月16日
砂川安弘	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	令和元年12月16日
鎌田健嗣	沖縄県労働委員会労働者委員	UAゼンセン福岡県支部次	令和元年12月16日

	U Aゼンセン沖縄県支部支部長	長	
宮里竜二	沖縄県労働委員会労働者委員 航空連合沖縄副会長	航空連合沖縄幹事	令和元年12月16日
棚原初美	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長	U Aゼンセンイオン琉球労働組合中央執行副委員長	令和元年12月16日
大嶺克志	沖縄県労働委員会労働者委員 自治労沖縄県本部書記長		令和元年12月16日
山城勝	沖縄県労働委員会使用者委員 一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会事務局長	令和元年12月16日
上江洲智一	沖縄県労働委員会使用者委員 久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取締役	令和元年12月16日
名嘉村裕子	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社りゅうせき取締役経営管理部管理部長	株式会社りゅうせき取締役管理本部長兼事業開発本部長	令和元年12月16日
城間泰	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役総合企画部長兼関連事業室長	令和元年12月16日
大城恵美	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社近代美術代表取締役	株式会社近代美術取締役副社長	令和元年12月16日
山本隆司	沖縄県教職員組合顧問	沖縄県教職員組合中央執行委員長	令和元年12月16日
金良多恵子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県会計管理者	平成29年4月13日
仲村到	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県土木建築部住宅課副参事	平成31年4月11日
上間直之	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 審査監	沖縄県商工労働部産業政策課総務班長	平成30年4月12日

沖縄県労働委員会告示第2号

個別労働関係紛争のあっせんに関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月18日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

個別労働関係紛争のあっせんに関する規程の一部を改正する告示

個別労働関係紛争のあっせんに関する規程（平成14年沖縄県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県労働委員会告示第3号

平成17年沖縄県労働委員会告示第3号（沖縄県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機並びに同条第6項に規定する添付書面等及び期間）の一部を次のように改正し、令和2年2月18日から施行する。

令和2年2月18日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

3(1)中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第2条第2号」を「第3条第2号」に改める。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
-------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------